

「第 9 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(素案)
 に対するパブリックコメントの実施結果

【募集期間】令和 5 年 12 月 4 日(月)～12 月 26 日(火) 23 日間

【いただいたご意見の数】2 人(4 件)

【ご意見の内容及び回答】

※ ご意見については、趣旨を損なわないよう、要約しています。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	本市の特徴である自然環境を市民が十分堪能できるように、水資源の保全や道路や公園の環境整備、安くておいしい野菜を育てる農業の支援をする必要がある。	水と緑を守り育てる環境づくりに関しては「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」(計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度)、都市農業の振興に関しては「東久留米市農業振興計画」(計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度)に基づき、施策を推進しています。
2	人との繋がりを豊かにするため、公共施設の利用料金を安く(又は無料)にして行く必要がある。	公共施設の利用は義務教育や公園、道路等と異なり、行政サービスの中でも高次・選択的サービスで私益性が高いものであることから、原則として受益者負担とすることとされています。また具体的な使用料については、個々の公共施設の性質やサービスの供給に要する費用等を検討の上、各施設の設置に係る条例により個別に定められています。
3	余暇支援のための余暇支援条例を制定し、他の自治体にも広げる必要がある。	高齢者の趣味活動等への参加を広げていくためには、住民主体の「通いの場」の活動と個々の高齢者とのマッチングを、包括における地域づくり等の活動を通じて進めていくことが重要と考えております。「通いの場」の活動支援の方向性については、素案の 43～46 ページなどに記載しております。 なお、余暇支援条例の制定についてはご意見として承ります。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
4	<p>高齢者が増加する中で、介護を担う人材の手当は最優先の課題であると考えます。介護の仕事は人の生活を支える総合的な労働であることから、介護職の処遇改善が必要である。</p> <p>第8期介護保険運営協議会（第7回）の会議録では、人材紹介業者を通じて職員を採用すると、年収の25～30%を紹介業者に支出する必要があると記載されていたが、この手数料分を介護職に直接手当することはできないか。</p> <p>また、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とする公契約条例を制定することで、介護職の処遇改善に活用できないか。</p>	<p>介護職の処遇改善に関しましては、令和6年6月施行の介護報酬改定で、介護職員の処遇改善分として+0.98%の改定が行われることとなったこと等、第一義的には国が定める介護報酬の中で対応が図られるものです。また、広域的な対応として東京都が行う支援策等にも注視しつつ、適切な情報提供を図ってまいります。</p> <p>第8期介護保険運営協議会（第7回）における人材紹介業者に関する支出については、各包括の運営事業者と人材紹介業者との間の契約に係る事項です。民間の事業者同士の契約の内容に市が直接介入することは難しいものと考えます。</p> <p>また、いわゆる「公契約条例」は、自治体が公契約（公共工事、業務委託等）を締結する際に、契約締結先の企業等に対し、自治体が定める賃金額よりも高い賃金を、当該業務に係わる労働者に支払うことを義務づけるものと存じます。こうした条例の意義については一定程度理解していますが、最低賃金法、労働基準法を含めた労働行政については、まずは積極的に国が取り組むべき課題であるという認識の下、令和6年1月現在、本市ではこうした内容の条例は制定しておりません。また、そもそも介護保険制度における介護サービスの提供に関しては、市と給与支払者である介護サービス事業者等との間に直接の契約関係は存在しないため、こうした条例の規定を介護職の処遇改善に直接適用することは難しいものと考えます。</p>